

平成17年度浄化槽設置希望者を募集します

問い合わせ
下水道課 (☎9052)

市は、今年度から公共下水道整備区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設整備事業）を実施していますが、平成17年度に浄化槽の設置を希望する方を募集します。

浄化槽とは

浄化槽は生活排水を各家庭で処理できる個人下水道です。槽内では微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。宅地内の乗用車1台分のスペースで浄化槽が設置でき（工事は10日程度）、衛生的で快適な水洗トイレにすることができます。しかも、各家庭の生活排水をしっかりと処理してくれるので、身近な生活環境の改善や保全に大いに役立ちます。

事業の内容

浄化槽の設置を希望する市民の方の申請により、市が浄化槽を設置し維持管理（保守点検や清掃など）をします。

対象となる区域

- カルルス町・上登別町・登別温泉町・札内町・富浦町・来馬町・鉾山町・川上町の全部
- 中登別町・登別東町・登別港町・新栄町・幸町・千歳町・常盤町・柏木町・片倉町・青葉町・緑町・若山町・富岸町・鷺別町・上鷺別町の一部

対象となる建物

専用住宅・店舗併用住宅・共同住宅・事務所（別荘・公営住宅・公共施設を除く）

設置した方の負担

浄化槽設置工事費の1割を分担金として負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4期に分けて納めていただきます。トイレの水洗化、生活排水を浄化槽に流し込む排水設備工事は個人負担となります。

また、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に1度納めていただきます。浄化槽に空気を送るブロワなどの電気代は、使用者の負担となります。

申し込み

平成17年度に設置を希望する方は、11月30日(木)までにお申し込みください。なお、募集は通年行っていますが、申し込み時期によっては、平成17年度中に設置できない場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

<工事区分>



個人が行う工事

トイレの水洗化・排水設備工事

水洗トイレへの改造工事や、生活排水を浄化槽まで流すための排水設備設置工事は個人負担です。この部分の工事は融資あつせん制度の対象となります。

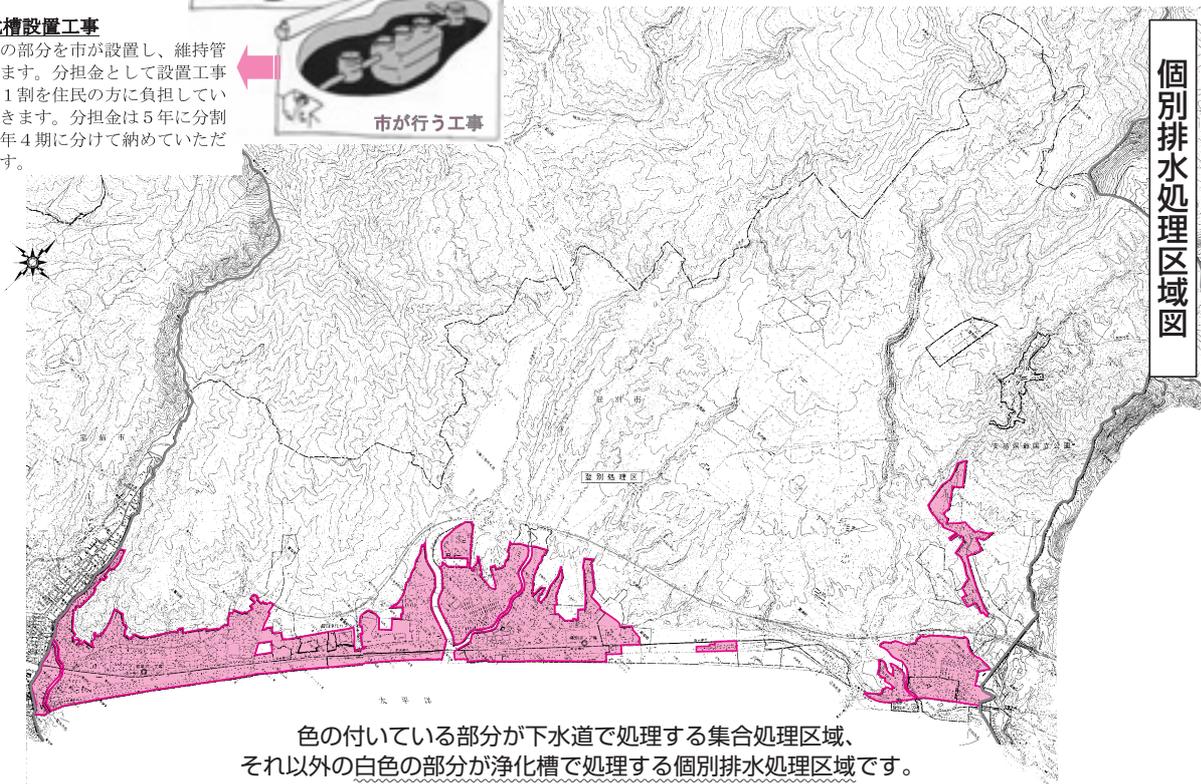
これらの工事は、「登別市下水道排水設備工事指定店」（現在55社）へお申し込みください。



市が行う工事

浄化槽設置工事

この部分を市が設置し、維持管理します。分担金として設置工事費の1割を住民の方に負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4期に分けて納めていただきます。



個別排水処理区域図

色の付いている部分が下水道で処理する集合処理区域、それ以外の白色の部分が浄化槽で処理する個別排水処理区域です。